

京都市情報公開審査会答申第97号の概要

答申年月日	平成22年3月16日
請求内容	印鑑ジャーナル説明書及び解説書
所管課	総合企画局情報化推進室情報システム担当
所管課の決定	不存在による非公開決定
所管課の主張	印鑑登録システムの業務端末操作者などが一般に理解可能な印鑑ジャーナルの各項目の説明書又は解説書を常時備え付けておく必要性はなく、不正利用等の監視のため印鑑ジャーナルの出力及びその解析が必要な場合は、情報システム担当職員が専門的な立場からシステムを解析して対応することが可能である。
不服申立人の主張	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 説明書が本としてあるべきはずであり、完結年度後も保存されるべきである。</li> <li>2 情報政策課システム担当職員からの専門的な説明では外部の者は理解できず、実施機関の都合のいいように頻繁に変更を加えるなどできる。説明資料と理由説明書とで、補記通知の項目説明がSH20からSH10に変遷している。</li> <li>3 請求の補正に応じた覚えはなく、一部の項目でも本という形態で存在しているなら公開を求める。</li> <li>4 実施機関の職員からも当該説明書の存在がうかがえる証言を得ている。</li> </ol>
審査会の判断	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施機関からの詳しい説明は、以下のとおりであった。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 印鑑ジャーナルの項目説明を記載した公文書は本という形態のものも含めて、作成又は取得しておらず、そもそも、印鑑登録システムはシステム事業者の協力を得ながら実施機関が独自に開発したものであり、実施機関以外の外部者がマニュアルを作成することはあり得ない。</li> <li>(2) 補記通知の項目説明の変遷について、調査の結果、おおむね15年程度前には印鑑登録システムで2種類のプリンターを使用しそれぞれ項目を対応させていたが、その後、1種類のプリンターのみを使用することとなり、SH20の項目は不要となった。そのような状況にもかかわらず、SH20を補記通知と記載した誤った説明資料を確認不足が原因で作成した可能性がある。</li> <li>(3) 異議申立人の意図に反した実施機関の補正に対する指摘については、仮に補正がなかったとした場合でも、結論に変わりはない。</li> <li>(4) 実施機関の職員が異議申立人に対して当該公文書の存在をうかがわせるような発言を行ったことは通常考えられない。しかし、システム設計書やプログラムの存在についての説明を行った可能性があり、それが異議申立人に誤解を与えたのならば、誤解を解く努力を引き続き行いたい。</li> </ol> </li> <li>2 当審査会としては、実施機関から印鑑ジャーナルの各項目の解析手順の説明を受け、印鑑登録システムの設計書の検認をした結果、実施機関のこれまでの異議申立人に対する説明の中で誤解を招きかねない点があったと認められ、その点については遺憾であるが、実施機関の当該請求に係る公文書は存在しないと主張に関しては、特に不合理な点は認められず、他に本件請求の趣旨を満たす公文書が存在すると確信するに足る事実も見いだせなかった。</li> <li>3 付言 <p>印鑑登録制度は、市民間での商取引などで非常に重要な役割を果たしていることに鑑み、実施機関におかれては、市民の誤解を招かないよう、より一層適切な情報管理に努めるとともに、関係部署間の緊密な連携を図ることによって、市民</p> </li> </ol>

	に対する説明責任を果たすことを望む。
--	--------------------